

ファイトバック！ No.6

ファイトバックの会ニュースレター

2007年10月13日発行

館長雇止め
yatoidome
バックラッシュ
●●● 裁判

編集／発行：館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会

連絡先：530-0047 大阪市北区西天満 2-3-16 絹笠ビル 1F

大野協同法律事務所内 Tel 06-6365-5215 Fax 06-6365-5550

■ URL :<http://fightback.fem.jp/> ■ blog : <http://fightback.exblog.jp/>

■ Email: fightback@hh.fem.jp

■ 郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会

9月12日不当判決!!

怒りをもって26日に控訴!



「絶対、この判決は認められません」（2007.9.12 大阪地裁記者クラブにて）

怒りをこめて控訴しました！

裁判長も認めた被告の「嘘」「不正」を違法に

三井マリ子(原告)

9月12日、大阪地裁は、雇用継続を拒否した豊中市らに損害賠償を求めていた私の訴えを全面棄却しました。私は、怒りをこめて大阪高裁に控訴いたしました。

2000年、私は全国公募で豊中市の男女共同参画推進センター館長に就任しました。私の仕事は市や財団から評価されこそすれ批判されたことはありませんでした。しかし3年後、豊中市は「組織強化」の名の下に04年4月から**非常勤**館長職をなくして館長ポストを**常勤化**すると言いつけました。そうなった場合、「第一義的には三井さんです」と私に言う一方、裏では「三井は辞めると言った」との嘘をふりまき、後任館長を密かに決めていたのです。私が「**常勤**館長をやる意思がある」と表明したこともあって、市は形だけの採用試験をして私を不合格にしました。その採用試験官には、後任館長探しに狂奔した市の部長が入っていました。

判決は、次のように豊中市の嘘と不正を認めています。

(組織体制変更の情報を)「意図的に秘匿したことは明らか」/ (後任館長人事に関して)「原告に情報を開示しなかったことが認められる」/ (後任館長候補「あなたしかいない」と懇請した市の部長が選考委員だったことは)「公正さに疑念を抱かざる事情といわざるをえない」/ 「山本事務局長は『自分は、原告を裏切った』と述べるに到った」

情報から隔絶し、嘘の限りをつくしての首切り事件。裁判長は嘘・不正を事実として認めたのに、その同じ裁判長が首切りは「違法とまでは言えない」と棄却したのです。女性の人権擁護と男女平等の政策を担う市の部長(**常勤職**の公僕)が、女性の人権擁護と男女平等施策を誠実に実行してきた女性センター館長(**非常勤**の女性)を、嘘まみれの陰湿な手法で排除したのに、それが違法にならないというのです。こんな判決が通るようでは、日本の**非常勤職**は首を切られ放題になります。

非常勤職の雇止め、豊中市の嘘・不正の背後にあるバックラッシュという2大テーマを扱う訴訟です。難しいテーマですが、闘わなければ解決の糸口すら見えてきません。控訴審に向けて歩み始めます。みなさま、さらなるご支援を心からお願いいたします。

各地の報告会

★広島 11月18日(日) 14:00～ 広島市女性教育センター・WEプラザ (082-248-3312)

河野美代子さん「性教育バッシング広島裁判」勝訴和解報告会

バックラッシュ攻撃と闘う同志、三井マリ子さんとのトーク！

★札幌 10月21日(日) 13:20～15:50 札幌教育文化会館 301 研修室 (011-271-5821)

三井マリ子さんを囲んで

一館長雇止め・バックラッシュ裁判9月12日の判決を受けてー

「豊中市男女共同参画推進センター “すてっぷ” で何があったのか？」

「原告の請求は棄却、裁判費用は原告が持つ」。裁判官3人は、これだけ言って逃げるようにそそくさと809号法廷を後にしました。私たちは、傍聴席一同は呆然自失の態で言葉を失ったまま。エーッ！これが裁判？正義という文字が遥か彼方へ霞んで見えなくなった瞬間でした。

理由は、被告豊中市らが三井さんを解雇したのは、組織強化によるもので違法ではない、被告が三井さんに徹底して秘密にやったことや、次期館長に桂さんを内定した市の部長が館長選考委員に入っていた不正は認めるが、違法とはいえない。「始めに結論ありき」の判決でした。

弁護士は、「行政の不正を証明するのに市民の側がすべて証拠を出さなければならないのか。隠しテープを置いて録音でもしなくてはダメということだ」と怒ること、怒ること。「今こそ出でよ！ 豊中市トップが、部長、事務長を使って陰で行った三井館長降ろしの不正を証明できる正義の人よ！」——私の魂の慟哭です。

我が三井マリ子さんは決意も新たに9月26日、大阪高等裁判所に控訴しました。百万の味方に匹敵する頼もしい弁護団もまた同行です。

中世のヨーロッパではびこった魔女狩りの受難を蘇らせたかのような9月12日の判決。絶対許してはいけません。三井さん、弁護団、全国の仲間たち、ファイトバックの会一丸となって頑張ろう。さあ、舞台は第2審に移った！

全国の皆さん、代表から切なるお願いです！ —上田美江—

1) メディアに訴えてください。

裁判の重要性を多くの人に知ってもらえるよう、メディア（とくに新聞）に載るように協力してください。全国の賛同人が、各地のメディアに怒りを訴えてください。

「女性センターはこのままでいいのか！」

「女性差別撤廃条約批准国で男女共同参画社会基本法施行8年経ち、バックラッシュ勢力を放っておいていいのか？」etc

2) 高等裁判所に「陳述書」を書いてください。

●全国のみなさん、敗訴判決が女性の未来にどんな悪影響があるか、女性センターには？ 非常勤職には？ 働く女性には？ ご自分のことと関連づけて訴えてください。

●豊中市のみなさん、バックラッシュに対する市の態度の豹変について知っていることを書いてください。(2002年12月、すてっぷ山本事務局長が市民を急遽集め、顔面蒼白で「条例が危ない。このままでは宇部市のようになる。バックラッシュ側に対抗する運動が必要」と言った。後、市民グループが女性問題審議会答申を生かした条例をと、署名活動でがんばった。数ヶ月後、当時の部長が「バックラッシュの勢いが強かった。条例上程断念せざるをえない」と市民に説明。ところが、何ヶ月かして、本郷部長が市民に「あなたたちの運動は過激と映っている」などとけん制してきた)

「陳述書」送り先: 530-0047 大阪市北区西天満 2-3-16 絹笠ビル 1F
大野協同法律事務所内 ファイトバックの会
または、bekokuma@hotmail.com

きわめて不当な判決である

2007年9月12日

三井マリ子代理人弁護士一同

きわめて不当な判決である。

本件は、男女平等を阻もうとするバックラッシュ勢力に屈した豊中市と財団が、1年契約の非常勤館長雇い止め、常勤館長採用拒否の形で原告をすてっぷから排除した事案である。

原告は全国公募で2000年9月1日、被告財団に雇用され、1年契約を更新しながら、男女平等の実現のためすてっぷの館長として仕事をしてきた。

原告の実績については被告市、被告財団ともに認めているが、被告らは市をアピールするための看板としての役割は終わったとして原告を組織体制の変更の名を借りて、2004年3月31日雇い止めた。

非常勤館長を廃止する組織体制の変更はすてっぷの強化のためであるとしているが、原告の後任の桂館長（2007年3月31日退職）さえも、「仕組みとして強化になっていない。」と証言している。

被告財団事務局の組織体制の変更であれば、当然に財団事務局内で十分な議論と検討がなされるのが通常であるが何らなされず、被告市が決定した。

非常勤館長職廃止を決定した市は平成15年10月中旬から予算の確保ができたとして、常勤館長の人選を始め、平成15年12月16日には桂前館長に決めて前館長の職場であった寝屋川市にも挨拶に行き、他方、「第1義的には（常勤館長は）三井さんです。」と被告財団の事務局長は言ってきた。

2004年2月22日に常勤館長の採用面接が2人に対して行われたが、それに先立つ2月9日に「三井さんが残りたいと言っているのに行く気はありません。」と言う桂前館長に市は「桂さんしかいない。」と説得し、その説得した本郷部長が選考委員になって形ばかりの選考を行い、原告を採用拒否した。

これらの事実はいずれも、証拠により明らかになっている。

判決は証拠を正しく見ず、その結果、強まっている男女平等に対するバックラッシュ攻撃に与し、男女平等を後退させる判決をした。また、非正規職員の地位についても、契約の更新による期待権を認める1986年12月の日立メディコ判決最高裁判決からも後退する判決であって断じて容認できない。

また、この裁判の過程で明らかになったのは、豊中市が予算等について法令に則らずに、市長が決め、財団の館長人事を決めたことであるが、判決はこれに対しても何らの判断をしていない。

各地の報告会

★広島 10月21日（日）13:00～ WEプラザ・広島市女性教育センター（082-248-3312）

日本女性会議に参加される皆さん！是非ご参加ください。

「どこへ向かうのか女性センター」 館長雇止め・バックラッシュ裁判報告

報告：大野町子（三井マリ子代理人弁護士） / 上田美江（ファイトバックの会代表） /

和田明子（ファイトバックの会、豊中市民）

大阪地裁で9月12日、三井マリ子さんが雇用継続を拒否されたことを不当として、豊中市を訴えた民事事件の判決があった。

判決の日、私大阪地裁809号法廷前に着いた時は、ちょうどTVの撮影中だった。それで私は入廷をストップされてしまった。その時間はほんの2、3分間だったが、裁判が終わってしまうのではないかと気が気でなかった。

やがて入廷が許されて、着席した時とほとんど同時に、山田陽三裁判長の「原告の請求を棄却する」という声が法廷内に響いた。これはどういうこと？これでおしまい？啞然としてしまって、三井さんが何処にいるのかも分からなかった。そして次の瞬間、目に浮かんだのは、被告豊中市の面々の勝ち誇ったような顔、顔、顔だった。

午後2時から予定されていた記者会見は、ちょうど安倍晋三首相辞任の記者会見と重なってしまったこともあり、30分ほど遅れて始まった。10人ほどの記者（ほとんど男性）を前に、弁護団と三井さんが並んで席に着いた。

まず、寺沢勝子弁護士から「館長雇止め・バックラッシュ裁判」とはどういう裁判なのか、事件の概要とその経緯の説明があり、「判決は、こういうところがおかしい、と個別には原告の主張を認めながら、すべて違法ではないとしている」と、その不当性を指摘した。とくに怒りをこめて言ったのは、三井さんの業績・貢献などから更新が期待されることは認める、としながら雇止めは違法ではないとした点だった。この点は判例からも後退していて到底認められない、と厳しく批判した。

続いて、何種類も作られた山本試案（市からの派遣職員・山本瑞枝事務局長が作成した組織変更案）は、「意図的に秘匿していたことは明らかだ」と認めながら、三井さん排除が目的ではないと判断されたこと、数々のバックラッシュの事実は認めても密約は考えにくいとされたこと、館長採用選考委員会に、「あなたしかいない」と秘密裡に後任館長候補を説得してきた本郷和平部長が入ったことは公平とはいえないが、それによる影響はうかがえないとされたこと、などなど豊中市側の言い分を認めた判決のおかしさについて各弁護士から解説があった。

ここまで説明を聞いて初めて、私にも判決内容が見えてきた。ひどい判決だ！と思った。

2002年の12月。「バックラッシュ」の動きに危機感を抱いた山本瑞枝事務局長から「男女共同参画条例が危ない。市民の協力が必要です」と呼びかけがあって、私たち市民は、「すてっぷ」（男女共同参画推進施設）に集った。山本事務局長は、「すてっぷ」や三井さんに対する「バックラッシュ勢力」のさまざまな攻撃を一覧表にして配布した。その場で「男女共同参画条例をつくるとよなか連絡会」ができた。私たちは男女共同参画推進条例の制定を目指して、世論喚起の市民運動を開始した。

しかし、この市民の運動に対して、豊中市や山本事務局長の態度は日が経つにつれて変わっていった。「連絡会」結成から1年半後の2003年夏ごろには、「あなたたちの動きは過激と映っている」とまで言い出し、活動をけん制してきた。その豊中市の変容の背後に「バックラッシュ」からの圧力があったことは、運動にかかわった者なら誰でも容易に分かることだった。だからこそ、「三井館長が危ない！市民で館長続投の要望書を出そう！」と呼びかけた時、ほんの数日で20数人が賛同の署名をしてくれたのだ。それは、「バックラッシュ勢力」と豊中市の関係、いくつかの場面を実際に共有して、はっきりと感じとってきた者が多かったからだ。

このような事実を、私は証人として裁判所に「陳述書」という方法で証言してきた。他にも、

豊中市が「バックラッシュ」攻撃の的になっている発言を議事録からすっきり削除していたことが、削除される前の議事録とともに証拠として裁判所に出されている。しかし、判決にはまったく反映されなかった。

記者会見の最後に三井さんは、「どれほどひどい、筆舌につくしがたい理不尽な首の切り方を豊中市はしたか、その苦しみをいやされるのは司法に訴えることだった。1500万人ともいわれる非正規職員の働き方について少しずつ注目されてきている中、ひどい判決がでた」と、時に声をつまらせ、悔しさをにじませながらも格調高く判決に対する怒りを述べた。

この記者会見は、翌日（13日）の朝刊（朝日新聞、大阪、北摂版）では「三井マリ子さん、館長訴訟敗訴 豊中の男女共同施設」とほんの10数行の記事となっただけだった。この裁判が持つ重要な意味——非正規職員の労働問題も、全国に吹き荒れている「バックラッシュ」の問題も、そして判決の不当性についても、記事は一切触れていなかった。

宮地光子弁護士は、憲法に違反しているが公序良俗には違反しない、と判断した住友電工訴訟の一審敗訴判決を例に挙げて、裁判所は一般常識ではおかしいことを違法ではないとする、と批判した。また、この判決は結論が先にありきだ、と怒りを露わにした。

この判決によれば、豊中市には公序良俗の面からは問題あるが、法律には違反していないということだ。ともあれ、法律に違反しない限り嘘の限りをつくしても、何をしていても良い、というお墨付きを行政に与えたようなものだ。

不当判決：豊中市は非礼を詫びよ

正路怜子（WWN会長、ファイトバックの会呼びかけ人）

日本の各地で頑張っている皆さん、いろいろお疲れ様です。酷暑の疲れを癒しつつ実りの秋を迎えましょう。三井裁判のポイントは何かと考えたのですが、裁判について何も知らない人でも怒るのは次のことだと思います。

全国公募して、東京から豊中に来ていただいた三井マリ子さんに対して、何の落ち度もない、いや、すばらしい企画ですてつぶを全国的に有名にして、大きく豊中市のために貢献した彼女に対して、感謝の言葉もないどころか、だまし討ちにして、むりやり解雇したことです。

有期雇用だからとか、試験も受けさせたとか、確かに法に触れないと思われる程度に形式を整えたかもしれませんが、一般常識で言えば、よっぽど悪いことをしない限り、そのまま仕事を続けるのが普通です。どなたかのブログにありましたが、三井さんは突然豊中市民の目の前から消えたのです。だから、真実を知らない市民は、「三井さんは亡くなった」とか「三井さんは病気か」などと思ったはずです。

豊中市の市政だよりなどでは、すてつぶ館長の交代をいったいどのように市民に説明したのでしょうか？裁判の結果がどうであれ、豊中市の不幸のために、彼女に精神的苦痛を与えたのは確かですから、豊中市が慰謝料を払うのは、市民常識から言っても納得がいきます。

三顧の礼を持って迎えた方に対して、その対応はあまりにも無礼すぎます。豊中市と財団は彼女に非礼をお詫びし、心を入れ替えて、透明で、前向きな女性行政をやるべきです。

豊中市がこういう非礼ができたのは、三井さんが有期雇用であったこと、バックラッシュに屈したことが原因のひとつです。そして、この二つは今の日本でとても大きな問題です。

男女雇用機会均等法ができた時に派遣法が出来ました。厚生年金の第 3 号保険制度が出来ました。働く女性のためになる法律ができたかな・・・とマスコミが報道した裏では、それを破戒する別の法律も同時進行で進み、働く人と専業主婦を分断させる仕掛けも進んでいたのです。

なんと巧みな(?) 政治・行政のプロたち。この国を複雑怪奇な日本の雇用、家族主義、日本文化でがんじがらめにしてしまう人たち。でも、今そのほころびがあちこちにいっぱい。

「館長雇止め・バックラッシュ裁判」に結集した人たちは、非正規労働のひどさに憤っている人だったり、三井さんのファンだったり、バックラッシュは許せないと怒っている人だったり、女性議員を増やそうと願っている人だったり、豊中市の不正に怒っている人だったり、いろいろな人たちです。こういう人たちが大勢よってたかってこの裁判を見守り、一緒に怒り、涙し、笑ってきました。裁判はひとつの手段に過ぎません。永遠にするわけにもいきません。

まずは彼女の名誉回復・・・彼女をいじめ苦しめたのだから、豊中市はごめんなさいと言ってほしいですね。

有期雇用やバックラッシュは政治的な課題ですから、一筋縄では行かないでしょう。有期雇用ネットで連絡しあっているように、負けても負けても裁判をする人たちが増えること、女性運動だけではなく、労働運動や政治運動やマスコミでも、有期雇用や非正規雇用の非人間性を追及すること、安心して働けない国に未来はないこと、etc を、大きな世論にすることです。

バックラッシュはあちこちで跋扈しています。靖国問題、従軍慰安婦問題、沖縄での軍命令による集団自殺はなかった、南京大虐殺はなかった、強制労働に対する戦後補償、残留孤児問題、教師への日の丸・君が代強制、性教育や家庭科へのバッシング、非嫡出子差別、離婚 300 日問題・・・。戦前の秩序を取り戻したい、日本がこんなに乱れたのは、女が働きに出て、家庭をほったらかしにしているからだ・・・あれこれの問題は、みんなつながっています。

一人の人間の時間とお金には限りがあり、全部にかかわるわけには行きません。裁判所が公正な判断をするだろう、行政は責任もってやっているだろう・・・というわけにはいかない現実の中で、たくさんの人が、何らかの社会運動に参加することが、民主主義の基本であり、本当の意味の参画だと思います。

縁あってこのファイトバックの会にかかわっている皆さん、大いに議論を闘わせて、三井さんの決意を生かしていきましょう。間違った意見でも何でも大いに出し合って、自分を鍛えていきましょう。

どうすれば、この裁判に勝てるか? 裁判に勝つとはどういうことか? 自分にとって、この裁判はどういう意味があるか? ただの観客ではなく、一緒にドラマを作り、時代を切り開いていくメンバーの一人として、みなさん、ともに頑張りましょう。

各地の報告会

★大阪 12月8日(土) 18:30～ ドーンセンター大会議室 (06-6910-8500)

館長雇止め・バックラッシュ裁判 控訴に向けて

「女たちは闘う! 決して後戻りしない!」

報告: 原告: 三井マリ子 弁護団より数名予定

★東京 2008年1月19日(土) 14:00～ 板橋グリーンホール

★東京 2008年2月23日(土) 16:00～ 居酒屋「花のえん」渋谷駅から徒歩10分

みなさんから寄せられた 応援メッセージ！

三井さんが控訴されたとのこと、
心の底から支持します。

私は、改めて三井さんが書かれた100ページ
余の陳述書を読み直しました。何度読んでも、
心が痛くなります。これほどの屈辱と恐怖に、決
して負けずに立ち続けた三井さんの強さを思う
と、苦しくて涙が出てきます。
私も私の権利を勝ち取る為に微力ながら支援
しつづけたと思います。(折原由紀子)

控訴の決断、「ありがとう！」
と言うのか、「ご苦労さま！」
と言っていいのか。理不尽な
扱いに、闘い続けるマリ子さ
んの応援を続けます。

(高木澄子)

今の私があるのは三井
さんに出会ったおかげ
です。三井さんの決断
と行動が多くの方に
勇気を与えています。

(小西佑佳子)

三井マリ子さん よく決心なさいましたね。
これからの第2ステージは、反論の材料が山ほどあるの
だから、意を強くしていきましょう。
弁護団の皆様にも本当に感謝です。
応援してくださるみなさんもそれぞれできることが何か一
生懸命考えて、どうか実行に移してください。

私は、暮らしと教育の雑誌『we』に裁判の意味や控訴
にいたるまでをまとめて投稿するつもりです。
より大きなうねりにしていきましょう。(木村民子)

三井さんの控訴の決断、ものすごいことです。
時代を作っていく人の、孤独と勇気を思うと、胸が締め付
けられます。私も、三井さんの勇気を少しでも見習いたい
と、いま、気持ちを引き締めています。(ほんむら久美子)

控訴審に向けて

ウーマンマークの帆(旗)が空高く上がり、
ドラの音が高らかに鳴り響いた
さあ、出帆！
大阪高裁に向けて
船に乗り込もう！
負けない！
後戻りしない！
闘い続けよう！

北村三津子(特別養護老人ホーム寮母主任)



編集後記

いつもご支援ありがとうございます。高裁の審理が始まるまで少し時間があると思われ
ます。一審の不当判決をひっくり返すためには、マスコミへの訴え、陳述書作成など、この裁判の注
目度を高める必要があります。どうかご協力をよろしくお願いいたします。(な)